

1 改正労働安全衛生法における表示・文書交付対象物質

GHS国連勧告は、危険有害性を有するすべての化学品（純粋な化学物質、その希釈溶液、化学物質の混合物等を含みます。）を適用範囲としていますが、改正労働安全衛生法の表示・文書交付対象となる物質は、以下のとおりとなります。

1 表示対象となる物（100物質及びそれを含有する混合物）

(1) 製造許可の対象物質（7物質）

(2) 労働安全衛生法施行令で定める表示対象物質（93物質）

（これまでの表示対象物質に次の危険物8物質を追加〔平成18年12月1日施行〕）

- ①エチルアミン ②過酸化水素 ③次亜塩素酸カルシウム
- ④硝酸アンモニウム ⑤ニトログリセリン ⑥ニトロセルロース
- ⑦ピクリン酸 ⑧1,3-ブタジエン

（これまでの表示対象物質に次の有害物2物質を追加〔平成21年4月1日施行〕）

- ①ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）
- ②砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）

※三酸化砒素は、砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）に含まれるため、これまでどおり表示対象となります。

(3) 上記物質を含有する混合物（表示対象物質ごとに裾切値（当該物質の含有量とその値未満の場合、規制の対象としないこととする場合の、当該値）が定められています。）

2 文書交付対象となる物（640物質及びそれを含有する混合物）

(1) 製造許可の対象物質（7物質）

(2) 労働安全衛生法施行令で定める文書交付対象物質（633物質）

（これまでの文書交付対象物質に次の危険物3物質を追加〔平成18年12月1日施行〕）

- ①次亜塩素酸カルシウム ②硝酸アンモニウム ③ニトロセルロース

(3) 上記物質を含有する混合物（文書交付対象物質ごとに裾切値が定められています。）

※ 一般消費者の生活の用に供される製品は除きます。

なお、「一般消費者の生活の用に供される製品」には以下のものが含まれます。

- ① 薬事法に定められている医薬品・医薬部外品及び化粧品
- ② 農薬取締法に定められている農薬
- ③ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ④ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品

